

港区地球温暖化対策報告書制度の手引き

令和 3年 3月



港区

目次

1	制度の概要.....	1
1.1.	港区地球温暖化対策報告書制度の目的	1
1.2.	根拠法令、参考法令等	1
1.3.	用語	エラー! ブックマークが定義されていません。
1.4.	対象事業所	2
1.5.	報告書提出から公表までの流れ.....	3
1.6.	報告書の提出	4
1.7.	テナント等事業者との協力推進体制等	5
1.8.	優秀水準の設定	5
1.9.	報告書の公開	5
2	報告書等の作成と提出	7
2.1.	提出書類の概要	7
2.2.	報告書等の作成.....	7
2.3.	報告書等の提出.....	11
3	ベンチマークの活用	12
3.1.	ベンチマークの導入意義	12
3.2.	ベンチマーク区分	12
3.3.	ベンチマークの活用方法	13

はじめに

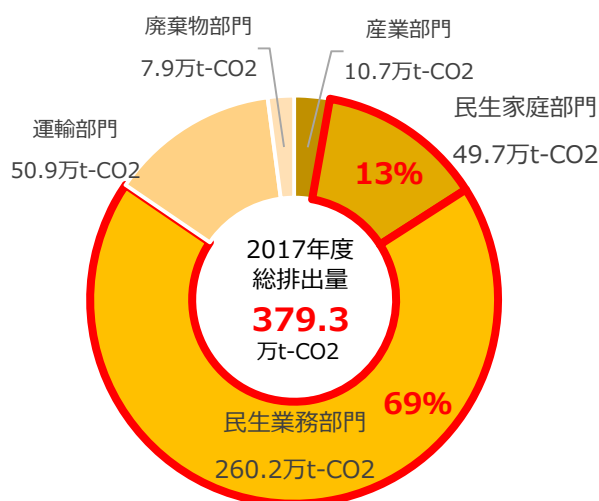
港区では、都内で二酸化炭素（以下「CO₂」という。）排出量が最も多く、建築物からの排出量が8割を占めるとともに、過度なエネルギー消費に伴う空調排熱の影響等により、地球温暖化に加え、気温が更に上昇するヒートアイランド現象が顕著です。また、過去100年間の年平均気温の上昇幅が全国に比べ約3倍と大きいことから、気温上昇による区民への影響を最小限にするため、全国で最も多くCO₂を排出している東京都と同水準の2030年度目標を設定し、CO₂削減等の取組を進めています。

しかし、現行施策だけでは目標達成が難しく、気温上昇等による区民への影響を最小限に抑えることができないと考えられることから、建築物への省エネルギー化を更に推進する新たな施策の構築と、その実施手法を条例として検討し、温室効果ガス排出量報告制度を創設することとしました。

令和2年3月に港区地球温暖化対策条例を公布するとともに、令和3年4月より各種制度を施行することとなりました。

そのうち既存建築物に関しては、地球温暖化対策報告書制度として、区内一万㎡以上の事業所に対し、事業活動に伴うエネルギー消費・CO₂排出量等の実績について、届出を義務付け、その内容を評価した上、技術的支援等を行うことで、事業者の環境配慮に対する意識の向上を図ります。

また、届出内容を区民等に「見える化」することで、区と事業者が協働して、省エネ化によるCO₂排出削減に取り組みます。取組に当たり、省エネ取組目標として優秀水準を設定し、計画的な省エネ取組を促進します。



出典；オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

図 港区の二酸化炭素排出量の内訳

1 制度の概要

1.1. 港区地球温暖化対策報告書制度の目的

港区地球温暖化対策報告書制度は、以下のような目的で施行します。

- ・ 区が既築建築物である区内事業所の事業活動に伴う温室効果ガス排出量（エネルギー消費量）の実績や自主的な削減目標、削減対策等の状況を把握することで、次の取組につなげていきます。
- ・ 事業者からのエネルギー消費等の報告により、区と事業者とのコミュニケーションを円滑化し、制度に対する理解を深めて頂くとともに、区内事業所における更なる地球温暖化対策の推進を図ります。
- ・ 区独自のベンチマーク評価の作成と分析を行い、更なる低炭素化推進策の強化・拡充につなげます。
- ・ ベンチマーク評価結果及び対象事業所の削減成績（順位）、取組状況などを各対象事業者に通知し、自らのエネルギー消費原単位やCO₂排出原単位を把握してもらうことで、省エネ意識の向上を促進します。

区内事業所に対し、事業活動に伴うエネルギー消費量やCO₂排出量等の実績等の届出を義務付け、評価や技術的支援等を行うとともに、届出内容を区民等に公開・開示することで、CO₂排出削減に取り組んで頂く制度となります。

【地方公共団体の地球温暖化対策報告書（計画書）】とは

事業活動に伴い排出される温室効果ガスの削減に向けた積極的な取組を促進するため、一定規模以上の事業活動を行う区内事業所に対し、エネルギー消費量や温室効果ガスの自主的な削減目標、削減対策等の提出を義務付け、その概要を区・事業者が公表するものであり、「地球温暖化対策報告書（計画書）制度」のこと（図1参照）

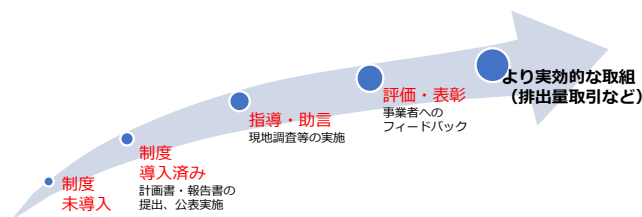


図 1-1 地球温暖化対策報告書（計画書）制度の仕組み

出典：環境省「地方公共団体における地球温暖化対策等に係る計画書制度ステップアップのための支援プログラム」資料

1.2. 根拠法令、参考法令等

- 「港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例」(条例第九号、令和二年三月一〇日)

- 「港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する規則」(規則第 61 号、令和 3 年 4 月 1 日)
- 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例・規則」(平成 12 年 12 月 22 日、条例 215 号 平成 25 年 4 月 1 日改正、以下「環境確保条例」という。)

1.3. 対象事業所

本制度では、以下に示す事業所を対象とします。

表 1-1 区報告書制度の対象事業所

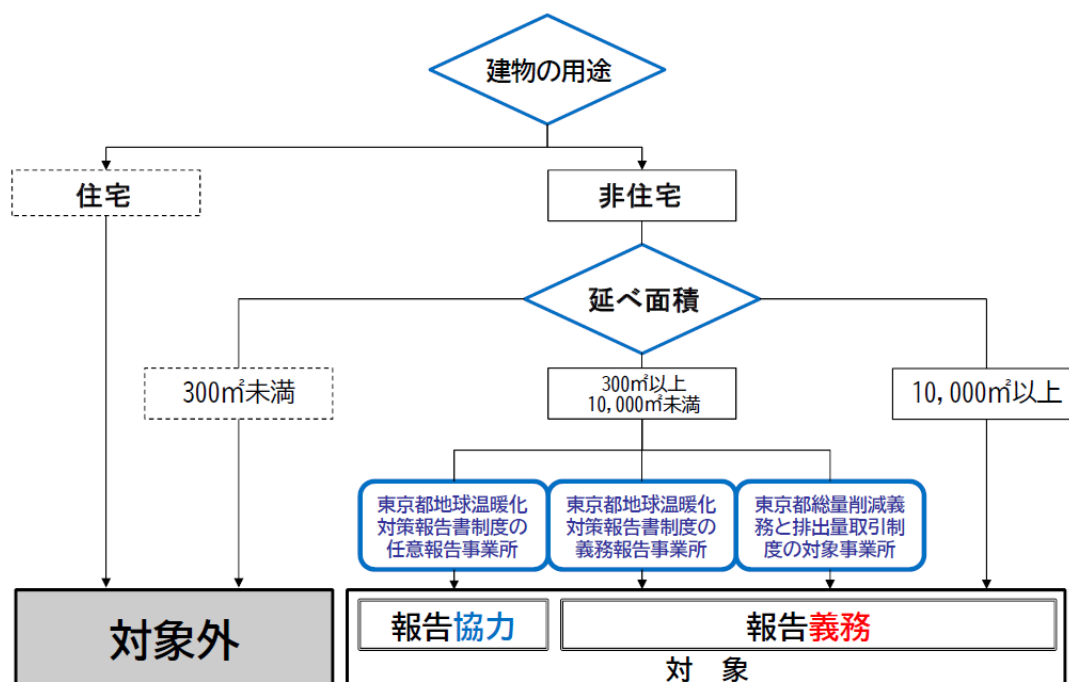
事業所	対象規模等	略称
低炭素化促進事業所	① 延べ面積 10,000 m ² 以上の事業所(以下②及び③を除く。)	1 万 m ² 以上事業所
	② 東京都地球温暖化対策報告書制度(以下「都報告書制度 ¹⁾ 」という。)の対象事業所	都報告書制度対象事業所
	③ 東京都総量削減義務と排出量取引制度(以下「都 C&T 制度 ²⁾ 」という。)の対象事業所	都 C&T 制度対象事業所
低炭素化協力事業所	④ 延べ面積 300 m ² 以上 10,000 m ² 未満の事業所	300~1 万 m ² 未満事業所

- ❗ 延べ面積 1 万 m²以上の事業所は、都報告書制度や都 C&T 制度の対象から外れた場合においても、本制度の義務対象事業所のままとなります。

1) 中小規模事業所を対象とした制度で、同一事業者の事業所等の前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が年間 3,000kL 以上になる場合、その事業者は、義務提出者として、事業所等の報告書(温室効果ガス排出量と省エネ対策取組状況等)を取りまとめて提出する義務と公表の義務が課せられる。3,000kL 未満でも自主的に報告書を提出することが可能となっている。

2) 大規模事業所を対象とした制度で、対象事業所には計画期間に応じた CO₂ 排出量の総量削減義務が課せられており、義務量以上の削減が達成できた場合は、排出量取引(C&T(キャップ&トレード))ができる。

(参考) 対象事業所判定フロー



1.4. 報告書提出から公表までの流れ

手続きの流れについて図 1-2 に示します。

低炭素化促進事業所（表 1-1 の①～③）と低炭素化協力事業所（表 1-1 の④）のいずれも、12 月末が提出期限となります。

- ① 1 万㎡以上事業所
- ② 都報告書制度対象事業所
- ③ 都 C&T 制度対象事業所
- ④ 300～1 万㎡未満事業所

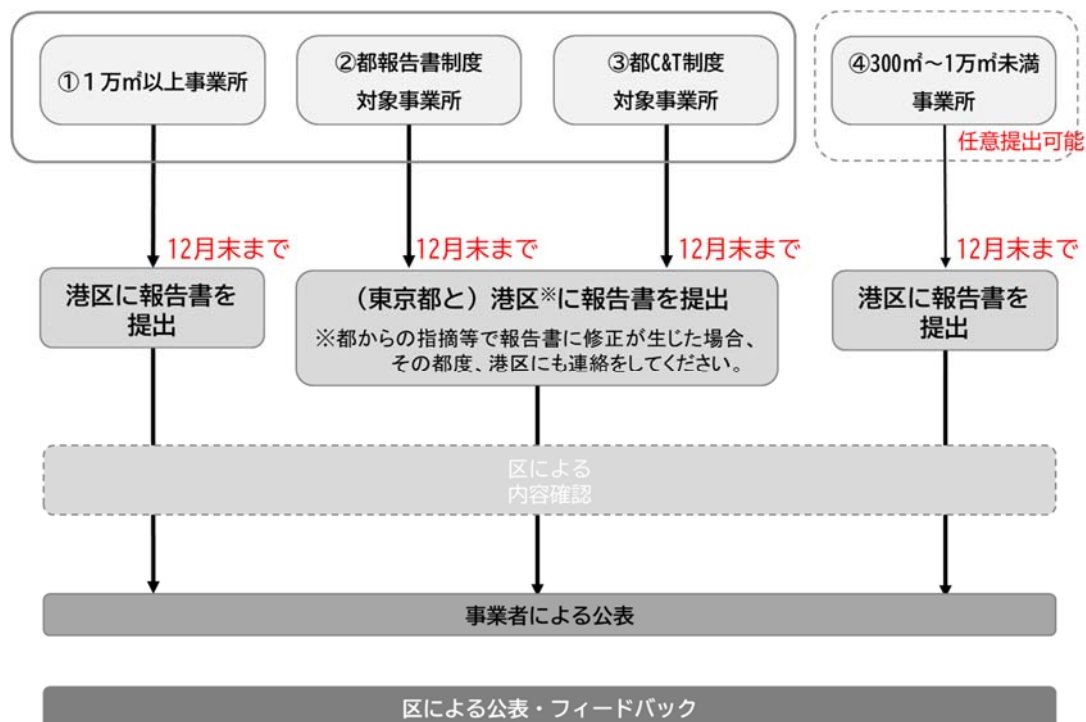


図 1-2 手続きフロー図

1.5. 報告書の提出

低炭素化促進事業所を有する所有者等は、地球温暖化対策報告書を提出する義務があります。

低炭素化協力事業所を有する所有者等は、地球温暖化対策報告書を提出することができます。

所有者等とは、下記のような人も含まれます。

- 区分所有物件における管理組合法人
- 信託物件における受益者（特定目的会社、合同会社、投資法人などを含む。）
- 投資法人、特定目的会社等の所有物件について管理処分業務等の委託を受けた者
- 信託物件について指図の権限の委託を受けた者
- PFI 事業における特別目的会社

なお、都報告書制度における信託物件を実務上運営する事業者（東京都へ報告書を直接提出する事業者）は、上記の「所有者等」に含まれています。

1.6. テナント等事業者との協力推進体制等

1 万㎡以上事業所の所有者等は、その事業所のテナント等事業者と協力して地球温暖化の防止に関する対策を推進するための体制を整備する義務があります。

300～1 万㎡未満事業所の所有者等は、その事業所のテナント等事業者と協力して地球温暖化の防止に関する対策を推進するための体制を整備するよう努めてください。

テナント等事業者は、所有者等が整備する協力推進体制に参画し、所有者等が報告書を提出する場合、作成に協力するよう努めてください。

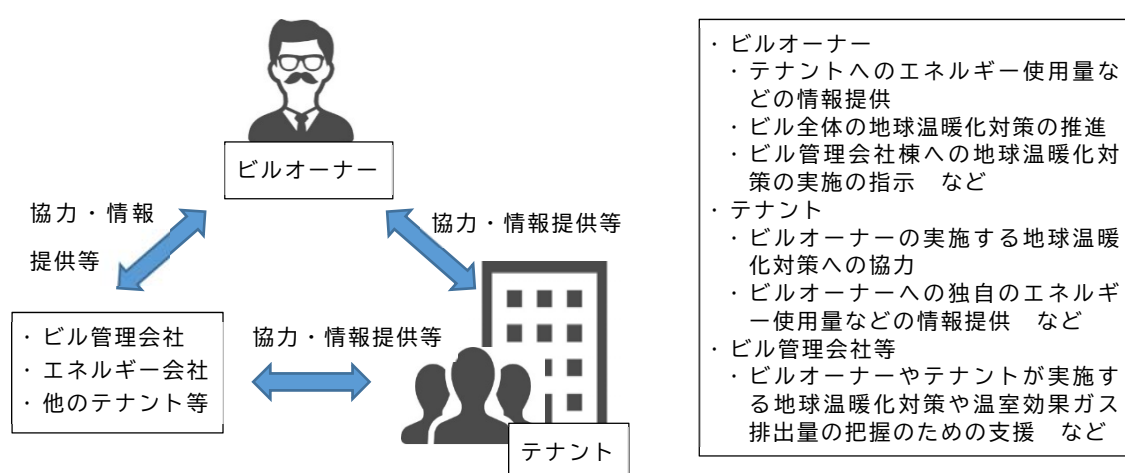


図 1-3 協力推進体制の例

1.7. 優秀水準の設定

エネルギー消費原単位又はCO₂排出原単位における以下の削減率を達成した事業所は優秀とします。また、別途設ける表彰制度の評価の際の加点対象となります。

優秀水準の基準となる削減状況

- ・都 C&T 制度対象以外：年間 2%以上
- ・都 C&T 制度対象：都条例削減義務率 + 年率 1%相当以上

ここで、基準年度とは、港区環境基本計画の基準年度のことであり、原則、2013 年度とします。不明な場合は、直近 3 か年の平均値とすることも可能です。

1.8. 報告書の公開

区に報告書を提出した事業者は、遅滞なくその内容を公開する義務があります。また、提出された報告書の内容は、区ホームページ等でも公開するとともに、事

業者のホームページ等でも公開していただきます。

公開内容のイメージ

区は、事業者の報告書を基に事業者自身が公開するためのフォーマットを作成し、フィードバックします。

事業所用公開情報イメージ

港区地球温暖化対策報告書制度

港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例第15条に基づき、港区長に次のとおり地球温暖化対策報告書を提出しました。

報告年月日	<input type="text"/>
事業所番号	<input type="text"/>
事業所等名称	<input type="text"/>
事業所等所在地	<input type="text"/>
延べ面積	<input type="text"/> ㎡
事業所の主たる用途	<input type="text"/>
二酸化炭素排出量（総量）	<input type="text"/> t-CO ₂ /年
二酸化炭素排出量（原単位）	<input type="text"/> kg-CO ₂ /㎡

地球温暖化対策として実施している取組内容

なお、本イメージは、あくまで現時点でのものであり、実際のレイアウト等は多少変更となる場合があります。

事業者の公開方法

事業者は、区からのフィードバックを受け、自身のホームページ等で報告書の主な内容について公開します。

2 報告書等の作成と提出

2.1. 提出書類の概要

提出書類は、以下の内容とする。

- (ア) 地球温暖化対策報告書提出書(Excel 書式) (第8号様式)
- (イ) 地球温暖化対策報告書 (Excel 書式) (第7号様式)

都へ提出されている事業所は、(イ)の代わりとして下記に示す都様式でも提出可能です。

- 都報告書制度対象事業所の場合・・・地球温暖化対策報告書(その2)
※(その1)は不要です。

地球温暖化対策報告書ツールから出力された地球温暖化対策報告書データでも提出可能です。

- 都 C&T 制度対象事業所の場合・・・地球温暖化対策計画書、特定温室効果ガス排出量算定報告書(「その6」シート)、その他ガス排出量算定報告書

2.2. 報告書等の作成

各様式の概要と記載内容を以降に示します。

港区地球温暖化対策報告書提出書には、各事業者が港区内に所有する低炭素化促進事業所すべてについて、まとめて報告して頂きます。低炭素化協力事業所も所有している場合は、報告は任意です。

対象事業所ごとに、港区地球温暖化対策報告書を作成してください。

事業所番号は、港区で付番し、区の HP 上で公開するため、各事業者は翌年度からその事業所番号を記載してください。初年度は、番号の記載は不要です。

なお、港区地球温暖化対策報告書の提出者欄は、区分所有など、提出者が複数存在する事業所の場合、プルダウンから「提出者(他の提出者は別紙「提出者一覧」のとおり)」を選択してください。

既に「事務手続の委任」を行っている場合は、代理人の住所・氏名を記入しますが、代理人が提出者(義務者)を兼ねるときは、「提出者兼別紙「提出者一覧」に記載の者の代理人」を選択してください。

2.2.1. 港区地球温暖化対策報告書提出書

第8号様式（第9条関係）

(宛先) 港区長		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> ____年 ____月 ____日 記入欄 (提出者) </div>		
住所				
氏名				
(法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)				
港区地球温暖化対策報告書提出書				
<p>港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり提出します。</p>				
記				
事業者名				
事業者所在地				
連絡先	事業者名	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> 記入欄 (提出者情報) </div>		
	所属名			
	担当者名			
	電話番号			(ハイフンなし)
	メールアドレス			@
備考				
地球温暖化対策報告書提出事業所一覧	1	事業所等の名称		
		事業所番号		提出様式
	2	事業所等の名称		
		事業所番号		提出様式
	3	事業所等の名称		
		事業所番号		提出様式
	4	事業所等の名称		
		事業所番号		提出様式
	5	事業所等の名称		
		事業所番号		提出様式 (任意)
	6	事業所等の名称		
		事業所番号		提出様式
	7	事業所等の名称		
		事業所番号		提出様式
	8	事業所等の名称		
		事業所番号		提出様式
	9	事業所等の名称		
		事業所番号		提出様式
	10	事業所等の名称		
		事業所番号		提出様式

2.2.2. 港区地球温暖化対策報告書入力シート

記入欄

港区HPで公表する項目

第7号様式（第8条関係）

（宛先） 港区長

年 月 日

提出者

住所

氏名

（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所）

任意提出対象の場合は、プルダウンから文言を変更してください

港区地球温暖化対策報告書

港 港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

事業所等の名称							
事業所等の所在地	港区						
事業所番号		-					
延床面積		竣工年月	年	月			
日本標準産業分類における細分類番号			主たる用途				
事業所等の実績年度のエネルギー使用期間							
原油換算エネルギー使用量					kl		
二酸化炭素排出量	燃料等の使用に伴い排出される二酸化炭素排出量				t		
	水道及び工業用水道の使用、公共下水道への排水に伴う二酸化炭素排出量				t		
	総計				t		
二酸化炭素排出量原単位（延床面積当たりの排出量）					kg-CO2/m ²		
原油換算エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の内訳					二酸化炭素		
	燃料等の種別	単位	使用量	係数	熱量 (GJ)	排出係数	排出量 (t)
燃料及び熱	都市ガス	Nm ³		45.00		0.0136	
	LPG	kg		50.80		0.0161	
	灯油	L		36.70		0.0185	
	産業用蒸気	MJ		1.02		0.06	
	産業用以外の蒸気	MJ		1.36		0.06	
	温水	MJ		1.36		0.06	
	冷水	MJ		1.36		0.06	
電気	その他の燃料						
	昼間	kWh		9.97		0.489	
	夜間	kWh		9.28		0.489	
	その他の買電	kWh		9.76		0.489	
	合計						
その他	水道、工業用水道	m ³				0.251	
	公共下水道	m ³				0.439	
	合計						

※提出者が複数いる場合は、別紙を提出してください。

_____年 __月 __日

港区地球温暖化対策報告書の提出者一覧

(住所及び氏名の欄は、法人にあっては、法人名、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入する。
は、前回の届出以降、氏名等の変更があった場合に選択する。)

事業所等の名称							
事業所等の所在地		港区					
地球温暖化対策報告書の提出者一覧	1	<input type="checkbox"/>	氏名		<input type="checkbox"/>	住所	
	2	<input type="checkbox"/>	氏名		<input type="checkbox"/>	住所	
	3	<input type="checkbox"/>	氏名		<input type="checkbox"/>	住所	
	4	<input type="checkbox"/>	氏名		<input type="checkbox"/>	住所	
	5	<input type="checkbox"/>	氏名		<input type="checkbox"/>	住所	
	6	<input type="checkbox"/>	氏名		<input type="checkbox"/>	住所	
	7	<input type="checkbox"/>	氏名		<input type="checkbox"/>	住所	
	8	<input type="checkbox"/>	氏名		<input type="checkbox"/>	住所	
	9	<input type="checkbox"/>	氏名		<input type="checkbox"/>	住所	
	10	<input type="checkbox"/>	氏名		<input type="checkbox"/>	住所	
	11	<input type="checkbox"/>	氏名		<input type="checkbox"/>	住所	
	12	<input type="checkbox"/>	氏名		<input type="checkbox"/>	住所	
	13	<input type="checkbox"/>	氏名		<input type="checkbox"/>	住所	
	14	<input type="checkbox"/>	氏名		<input type="checkbox"/>	住所	

2.3. 報告書等の提出

2.3.1. 提出書類

- (ア) 港区地球温暖化対策報告書提出書（事業者につき1部）・・・第8号様式
- (イ) 港区地球温暖化対策報告書（事業所ごと1部）・・・第7号様式、別紙
（イ）はP7のとおり、都の様式でも提出可能です。

2.3.2. 提出方法

港区地球温暖化対策報告書を提出する場合、（1）電子申請システム、（2）窓口への持参又は郵送・配達の内いずれでも結構です。郵送・配達の場合は、記録が残る方法でお願いします。

(1)電子申請システム

次のホームページから、該当する様式を選択し、必要事項の入力、電子ファイルの添付等を行った上で申請してください。申請方法の詳細は、同ホームページに掲載している「電子申請システム操作手順書」をご覧ください。

なお、電子申請に際して、代表印の押印や電子署名は一切不要です。

<https://logoform.jp/form/Mt5V/488012>

(2) 窓口への持参又は郵送・配達

下記の提出先に1部（副本の返却を希望する場合は2部）提出してください。

提出書類の形式（紙、CD等の電子媒体）は問いません。

【注意】

- 郵送による副本の返信を希望される場合は、あて名の記載および必要金額分の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

【港区地球温暖化対策報告書に関する問合せ先・書類提出先】

港区環境リサイクル支援部環境課地球温暖化対策担当

住所：〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号8階

電話番号：03-3578-2564 ファックス番号：03-3578-2489

e-mail: minatol39@city.minato.tokyo.jp

2.3.3. 提出期限

「1.5. 報告書提出から公表までの流れ」に記載しているとおり毎年12月末です。
なお、郵送の場合の提出期限は必着です。

3 ベンチマークの活用

3.1. ベンチマークの導入意義

「港区地球温暖化対策報告書制度」は、区内の建築物の更なる低炭素化へ向けた際の現状把握の目的としたものであり、各事業所のCO₂排出量を把握し、具体的な低炭素化対策に取組み、その内容を区に報告するものとなっています。

この制度を有意義なものとするためには、まず自身の事業所等が他の区内建築物と比較した際にどのような位置づけになっているかの把握が重要と考えています。また、比較する際には使用時間や使われ方が近いと思われる建物用途ごとの比較が重要となるため、ベンチマーク区分は建物用途ごとに設定します。

3.2. ベンチマーク区分

当面は東京都の自己評価指標で使用されているベンチマーク区分を参考とします。将来的にデータが一定数集まった段階で、港区ベンチマークを作成・公表予定です。

表 3-1 ベンチマーク区分用途一覧（東京都の区分一覧）

区分番号	ベンチマーク区分	区分番号	ベンチマーク区分
1	オフィス(テナント専有部)	19	旅館・ホテル
2	オフィス(自社ビル)	20	学校・教育施設
3	テナントビル(オフィス系)	21	病院・診療所
4	テナントビル(商業複合系)	22	保育所
5	物販店(コンビニ)	23	保健・介護施設
6	物販店(ドラッグストア)	24	フィットネス施設
7	物販店(総合スーパー・百貨店)	25	パチンコ店舗
8	物販店(生鮮食品等)	26	カラオケボックス店舗
9	物販店(食料品の製造小売)	27	ゲームセンター
10	物販店(服飾品)	28	図書館
11	物販店(自動車(新車)小売)	29	博物館・美術館
12	飲食店(食堂・レストラン)	30	区市町村庁舎等
13	飲食店(居酒屋・バー)		
14	飲食店(ハンバーガー)		
15	飲食店(喫茶)		
16	飲食店(焼肉)		
17	飲食店(中華料理・ラーメン)		
18	飲食店(その他)		

3.3. ベンチマークの活用方法

本解説書のベンチマークと、対象事業所のCO₂排出水準と比較することにより、同業種の事業所全体の中で、自らのCO₂排出水準が多いのか少ないのか立ち位置を知ることができます。また、ベンチマークの範囲やそのレンジに属する事業所の割合を確認することで、自らの事業所が、概ね上位何%程度に位置しているのか把握することができます。

現状を認識することで、自らが目指すべき地球温暖化対策（事業所のCO₂排出水準）について、次のステージが見えてきます。

ベンチマークの有効な活用方法は、上位のCO₂排出水準を自分の事業所の次なる目標水準として設定できることにあります。目標となる水準が定まることで、現在実施している地球温暖化対策の内容や程度を客観的に評価・見直し、さらにステップアップしていくためにはどの対策を実践していくことが良いのか等を具体的に検討することが可能となります。

具体的な目標を設定することで、地球温暖化対策・省エネ対策のPDCAサイクルを推進していくことができます。

当面は、東京都の低炭素ベンチマークを活用することになるため、以下のURLにて詳細を確認ください。

<https://www8.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/ondanka/benchmark/index.html>

港区地球温暖化対策報告書制度の手引き

令和3年3月発行

港区環境リサイクル支援部環境課